

# 選挙管理委員会からの お知らせ

お問い合わせは  
市選挙管理委員会(☎24-2111)へ。

- ・選挙全般に関することは ……内線301
- ・投票立会人の登録に関することは …内線317

## 秋の選挙日程が決まりました

### ■新潟県知事選挙

- 告示日 9月30日(木)
- 投票日 10月17日(日)
- 期日前投票期間 10月1日(金)～16日(土)

### ■新津市長選挙・新津市議会議員補欠選挙

- 告示日 10月10日(日)
- 投票日 10月17日(日)
- 期日前投票期間 10月11日(月)～16日(土)

## 市長選挙および市議会議員補欠選挙の 立候補予定者・政党等代表者説明会を開催します

- とき 9月17日(金)の午後1時30分から
- ところ 市役所4階401会議室
- 対象 ①新津市長選挙または新津市議会議員補欠選挙に立候補予定の人 ②新津市長選挙または新津市議会議員補欠選挙の選挙運動の中心となる人 ③政党などの代表者
- 内容 ①立候補にあたっての注意事項 ②選挙運動について ③確認団体の政治活動についてなど 説明会への参加申し込みは不要です。

## 20代の投票立会人登録者を募集します

市選挙管理委員会では、若い世代から選挙に関心を持ってもらうとともに投票率の上昇につなげるため、有権者の代表として投票に立ち会う「投票立会人」の登録者を募集します。

今回募集するのは、10月17日に実施する予定の選挙(新潟県知事選挙、新津市長選挙および新津市議会議員補欠選挙)に立ち会う20代の人で、投票所で投票が公正に行われているかを確認してもらいます。

- 対象 市内居住者で、選挙人名簿に登録されている20歳から29歳までの人(投票日現在)
- 時間 投票日(10月17日)の午前6時30分～午後8時30分
- 場所 居住地(選挙人名簿記載地)の投票所
- 事務内容 投票事務全般の立ち会い
- 報酬(税引き後) 14,875円(費用弁償を含む)
- 申込み 9月15日(水)までに、市選挙管理委員会(内線317)へ。

投票立会人の選任にあたっては、登録者へ優先的に依頼します。登録者が多数の場合は事務局による抽選を行い、選ばれた人だけに連絡します。また、すでに登録している人は、改めて登録する必要はありません。



## 選挙人名簿の定時登録と縦覧 在外選挙人名簿の縦覧

### ■定時登録(選挙人名簿)

- 対象 9月1日現在で、次の要件を満たす人(該当者は9月2日に登録されます)
- ①日本国籍を有する人
- ②新津市の区域内に住所があり、引き続き3カ月以上(平成16年6月1日以前から)新津市の住民基本台帳に記載されている人
- ③20歳以上の人(昭和59年9月2日以前に生まれた人)

### ■縦覧(選挙人名簿、在外選挙人名簿)

- とき 9月3日(金)～7日(火)の午前8時30分～午後5時
- ところ 市選挙管理委員会(市役所3階総務課内) 土・日曜日は市役所1階の宿直室

# 事情により転校したい、今の学校に引き続き通学したい…などの場合は 学区外就学(通学)があります

市教育委員会では、児童・生徒本人や家庭の事情により、指定された通学区域と違う学校に通いたい、あるいは今の学校に引き続き通いたいという要望について相談を受け付けています。なお、現在下表の内容の学区外就学(通学)が認められています。

- 相談窓口 学校教育課(市役所4階、☎24-2111 内線430)、教育センター(同、内線431)または各小・中学校の担当者へ あらかじめ電話でご相談ください。
- 相談期間 随時受けられます。ただし、4月1日からの転校を考えている場合は、できるだけ前年度の11月末日までにご相談ください。

号	内容・対象	学区外就学(通学)の許可内容
1	特殊学級入級(小・中学校)	・居住する学区の学校に、障害の種類に応じた特殊学級がない場合、特殊学級のある学校に通学すること。
2	転居(小・中学校)	・転居により通学すべき学校が変更になる場合、現在の学校へ引き続き通学すること。
3	確実な転居予定(小・中学校)	・住居の新築や賃貸住宅への入居などで転居することが確実である場合、前もって転居先の学区へ通学すること。
4	一時転居(小・中学校)	・住宅の改築などに伴い、現在の学区とは異なる学区へ仮住まいしなければならない場合、引き続き現在の学校へ通学すること。
5	地震などの災害による仮住居(小・中学校)	・地震などの災害により、現在の学区とは異なる学区での仮住宅に居住しなければならない場合、引き続き現在の学校へ通学すること。
6	学区外の下校先(小学校)	・児童の下校後、児童を保護できる人が自宅に誰もいなくて、自宅以外に下校して保護してもらうようになっている場合、その保護する人の居住する学区へ通学すること。
7	放課後児童クラブの入会(小学校1～3年)	・学区外にある「放課後児童クラブ」に入会している、または入会する予定の場合、その「放課後児童クラブ」のある学区の学校へ通学すること。
8	疾病など(小・中学校)	・疾病などで指定された学校への通学が困難である場合、または医療施設へ通院するなどの点で指定学校以外の通学が望ましいと認める場合、学区外へ通学すること。
9	緊急避難的な措置(小・中学校)	・いじめ、不登校、諸環境などによる児童生徒の精神的な苦痛などが、転校することによって解消されると考えられる場合に学区外通学をすること。
10	転校前の学校への復帰(小・中学校)	・転校後に不登校や不適応状態が継続し、転校前の学校に復帰することでこれらの問題が解消されると考えられる場合、または転校を予定している段階でこれらの問題が生じる可能性が高い場合、転校前に(現在)通学していた学校に引き続き通学すること。
11	兄弟姉妹関係(小・中学校)	・兄弟姉妹が、疾病などや緊急避難的な措置に該当して学区外通学を認められているとき、教育上および家庭生活上の理由から、兄弟姉妹と同じ学校に通うことが望ましく、学区外通学をすること。
12	通級(小学校)	・現在、通学している学校から特殊学級・通級指導教室への通級が認められているが、家庭事情などから所定の日時にその学校へ通わせることが困難な場合に、学区外の学校へ通学すること。
13	通学距離(小・中学校)	・通学区域の境界付近に居住し、指定された学校が近隣に設置された学校までの通学距離と比較明らかに遠距離にある場合に近隣の学校に通学すること。
14	その他の教育的配慮	以上各号のほかに、児童・生徒にとって教育的見地や家庭生活上などの見地、または児童生徒の安全面から配慮が必要と考えられる場合に学区外の学校へ通学すること。(例：家庭の諸事情で学区外の親戚に預けられることになった、諸事情で住民異動届の提出ができない、離婚調停中である、親権者の問題がある、在日外国人、帰国子女、通学途上の安全問題など…)

多彩なアートが待っています



総合芸術空間

## 新津市美術館

- ところ 新潟県新津市蒲ヶ沢 花と遺跡のふるさと公園内
- 開館時間 午前10時～午後5時(入場は午後4時30分まで)
- 休館日 毎週月曜日(祝日の場合は火曜日)および年末年始
- 問い合わせ ☎0250-25-1301

新津の「今」を伝えます

新津市内の各世帯に配布されている『広報にいつ』では、この欄に市内業者などの広告を掲載していますが、インターネット版『広報にいつ(PDFファイル)』では市からのお知らせなどを載せています。